

新潟県立看護大学図書館文献複写取扱要領

(平成 17 年 4 月 1 日制定)

改正 平成 21 年 11 月 1 日

改正 平成 25 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、新潟県立看護大学図書館利用規程第 15 条第 2 項に基づき、新潟県立看護大学図書館における文献複写（以下「複写」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(複写の範囲)

第 2 条 前条の複写は、教育、研究及び学習の用に供する場合に限り行なうことができる。

(複写の申込)

第 3 条 複写をしようとする者（以下「申込者」という。）は、文献複写申込書（様式第 1 号）又は依頼書（任意依頼書）に必要事項を記入して申し込み、図書館長の承認を得なければならない。

(複写の制限等)

第 4 条 図書館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、申込者に対し、複写を制限し、又は断ることができる。

- (1) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に定めのある範囲を逸脱、又はその危険があると認められる場合
- (2) 図書館の複写能力を超える申し込みがあった場合
- (3) その他、図書館長が特に必要があると認める場合

(費用負担)

第 5 条 複写に関する費用は、申込者の負担とし、下記のとおりとする。

区 分	複写料金（1 枚当たり）	
	館内利用者複写分	図書館間文献複写受付分
モノクロ	10 円	30 円
カラー B4 判以下	50 円	70 円
カラー A3 判	80 円	100 円

2 相互協力に関する交流協定を締結した機関からの図書館間文献複写受付分は、館内利用者複写分と同じ料金とする。

(著作権に関する責任)

第 6 条 複写により、著作権法上の問題が生じた場合は、すべての責任を申込者が負うも

のとする。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 14 日教授会）

この要領は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

文献複写申込書

新潟県立看護大学図書館長 様

下記のとおり文献複写を申し込みます。

著作権上の問題が発生した場合は、その一切の責任は申込者である私が負います。

申込日	年 月 日	
申込者	氏名	
	所属	いずれかに○を付けてください。 1:本学学生 2:本学教職員 3:学外者 [所属:]

誌名（書名）	巻・号・年	ページ	複写枚数

私は、著作権のある資料（著者の死後50年を経過していない著作物等）の複写について、以下に記載する事項を遵守します。

- ① 公表された著作物は全部でなく一部分（*1）であること。
- ② 定期刊行物に掲載された各論文その他の記事は全部であるが、刊行後相当の期間（*2）を経たものであること。
- ③ コピー部数は一人について一部のみであること。
- ④ 利用者の調査研究のためであること。
- ⑤ 有償無償を問わず、再複写したり頒布したりしないこと。
 - *1：一部分とは半分を超えない程度
 - *2：相当の期間とは次号の刊行まで、あるいは刊行後3ヶ月